

# 業務委託設計書

事業年度	令和7年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款 項 目 節		
履行場所	京都市西京区榎原平田町他地内		
路線名又は河川名等			
委託業務名	自転車走行環境整備測量業務委託		
履行期間	契約日の翌日から180日間		
事業課(所)名	道路環境整備課	単価使用年月	令和 年 月
業務番号		歩掛適用年月	令和 年 月
変更回数		基準適用年月	令和 年 月
前払金支出		単価地区	

京都市 建設局

チェック欄	

委託概要

委託箇所			箇所	4	
4級基準点測量	点	16	現地測量	km2	0.062
横断測量	km	1			

委託理由

本業務委託は、自転車走行環境整備事業において、工事の設計に必要な測量及び平面図作成等を行うものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業	務	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	業 務 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

## 積算参考資料（間接費補正一覽）

単 価 使 用 年 月	2026年1月
歩 掛 適 用 年 月	2026年1月
基 準 適 用 年 月	2026年1月
単 価 地 区	2601: I 地区

# 業務委託料内訳書

業務名	自転車走行環境整備測量業務委託				業 種 目	測量業務 基準点測量	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基準点測量		式	1				
基準点測量		式	1				
4級基準点測量		式	1				
4級基準点測量	永久標識設置なし, 伐採含まない	点	16				
地形測量		式	1				
現地測量		式	1				
現地測量		式	1				
現地測量(作業計画)	縮尺1/250	業務	1				内 1号
現地測量	縮尺1/250	(km2)式	(0.062)1				内 2号
応用測量		式	1				
路線測量		式	1				
路線測量		式	1				
作業計画		業務	1				内 3号

# 業務委託料内訳書

業務名	自転車走行環境整備測量業務委託				業 項 種 目	測量業務 応用測量	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現地踏査		km	1				
横断測量		km	1				
共通		式	1				
共通		式	1				
打合せ等		式	1				
打合せ	中間打合せ2回	業務	1				内 4号
直接経費		式	1				
直接経費		式	1				
安全費		式	1				
安全費		式	1				
電子成果品作成費		式	1				
電子成果品作成費(測量)		式	1				
直接測量費		式	1				

# 業務委託料内訳書

業務名	自転車走行環境整備測量業務委託				業 項	種 目	測量業務 直接経費	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
間接測量費		式	1					
諸経費		式	1					内 5号
測量業務価格		式	1					
消費税相当額		式	1					
測量業務費		式	1					

# 1 次内訳書

単価使用年月	2026.01
歩掛適用年月	2026.01
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 1号	現地測量(作業計画)	縮尺1/250					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	現地測量(作業計画)		業務	1			内 6号
	合計						

# 1 次内訳書

単価使用年月	2026.01
歩掛適用年月	2026.01
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 2号	現地測量	縮尺1/250				
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
作業計画		(km2)式	(0.062)1			内 7号
細部測量		(km2)式	(0.062)1			内 8号
数値編集		(km2)式	(0.062)1			内 9号
数値地形図データファイルの作成		(km2)式	(0.062)1			内 10号
合計						

# 1 次内訳書

単価使用年月	2026.01
歩掛適用年月	2026.01
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 3号	作業計画						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	作業計画		業務	1			内 11号
	合計						

# 1 次内訳書

単価使用年月	2026.01
歩掛適用年月	2026.01
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 4号	打合せ	中間打合せ2回					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	打合せ		業務	1			内 12号
	合計						

# 1 次内訳書

単価使用年月	2026.01
歩掛適用年月	2026.01
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 5号	諸経費					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接測量費		式	1			
諸経费率		%				
諸経費		式	1			
調整額						
合計						

## 特記仕様書

委託業務名 自転車走行環境整備測量業務委託  
履行場所 京都市西京区榎原平田町他地内

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和7年2月 京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）によるものとする。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「設計・測量等業務委託の仕様書、様式等」参照  
(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

### 第2条 電子納品

1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和6年3月）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

2 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R、DVD-R、BD-R）で1部提出するとともに、紙媒体で1部提出する。なお、協議により電子成果品を2部以上提出することや部分的な紙媒体の納品も可能とする。

3 成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

### 第3条 前払金

前払金は、請負代金の30%以内とする。

### 第4条 文書による変更手続き

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実に行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

### 第5条 測量機器等の検定

本業務に使用する測量機器及び電算プログラムについては、(社)日本測量協会等が発行する検定証明書を提出するか、または請負者自身が別に定める要領等により検定を行った記録を提出するものとする。

第6条 業務委託必携等に対する特記事項は、次のとおりとする。

#### 第105条 測定の基準

1 現地測量の縮尺は、1:250とし、業務内容については下記（ ）内業務が含まれている。

また、現地測量（作業計画）における地域による変化率は市街地甲/平地を0.44業務、市街地乙/平地を0.56業務の合計1業務とする。

さらに、現地測量における地域による変化率は市街地甲/平地を0.027km<sup>2</sup>、市街地乙/平地を0.035km<sup>2</sup>の合計0.062km<sup>2</sup>とする。

（作業計画、細部測量、数値編集、数値地形図データファイルの作成）

2 横断測量の業務内容については下記（ ）内業務が含まれており、箇所は山陰街道のみとする。

また、地域による変化率は市街地乙/平地を1km、交通量による変化率は1000～3000台未満/12時間、単曲線換算曲線数2、測量幅は45m未満、測点間隔は100mとする。

（観測、横断面図作成、点検整理）

3 4級基準点測量の業務内容については下記（ ）内業務が含まれている。

また、地域による変化率は市街地甲/平地を1点、市街地乙/平地を15点とする。

（作業計画、選点、観測、計算整理）

4 4級基準点の設置に先だち、現場状況に応じた配置計画を提出し、監督員に承諾を得ること。基準点の数量の増減については、設計変更の対象とする。

#### 第112条 打合せ等

1 業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ2回、成果品納入時の計4回行うものとする。ただし、中間打合せは監督員と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとする。

打合せ回数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

2 業務着手時及び成果品納入時には、主任技術者が立ち合うものとする。

#### 第115条 関係官公庁への手続き等

受注者は現場作業の着手に先だち、道路交通法の規定に基づく所轄警察署の道路使用許可を得なければならない。許可を得た場合はその写しを監督員に提出すること。

#### 第117条 土地への立ち入り等

1 現地調査、測量業務を実施する場合、作業班のうち1人は必ず、自己の身分証明書を携帯して業務にあたるものとする。

2 身分証明書は土地の所有者、その他関係人等からの請求があった時は、これを提示するものとする。

3 身分証明書の内容については、委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明に基づき、発注者が交付するものとする。

4 身分証明書の発行対象者は原則として、主任技術者及び担当技術者とする。ただし作業班の編成等に関連して別途必要になる場合は、契約後速やかに、その適任者を届け出て交付を受けるものとする。

#### 第118条 成果物の提出

本業務の成果品は、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示 第240

号)に定めることのほか、以下のとおりとする。

- 1 現況実測平面図
- 2 横断面図
- 3 業務区分ごとの現況写真
- 4 打合せ記録簿
- 5 使用機器及びコンピュータープログラム検定証明書
- 6 その他作業に使用した諸資料等

### 第133条 安全等の確保

受注者は現場の交通状況を十分把握し、交通安全施設、交通誘導警備員等の配置計画を事前に監督員と協議し、業務計画書に明記すること。また、測量業務期間中においては、現道交通の安全確保に努めること。

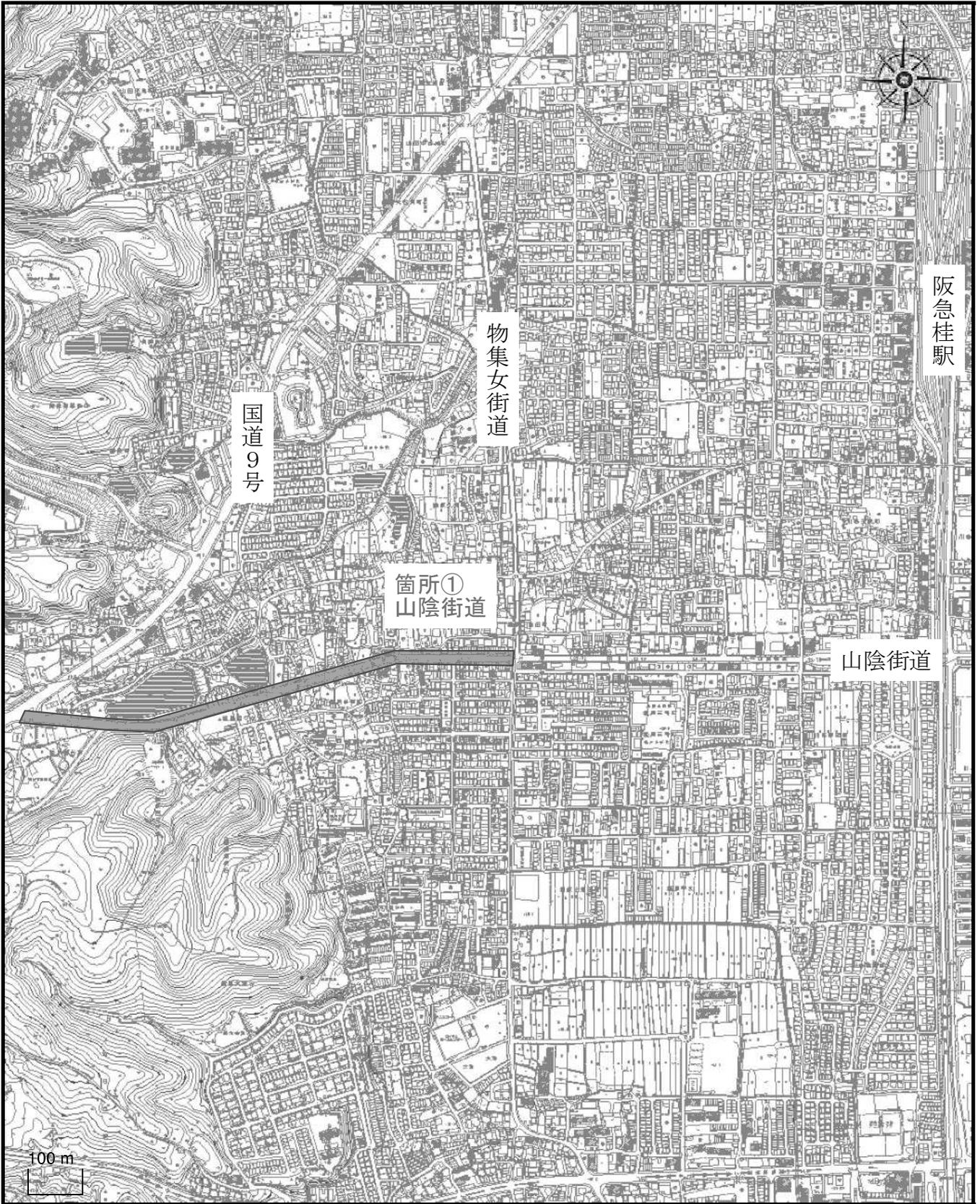
また、安全費の地域区分はその他で3.2%とする。

(その他)

第7条 その他特記事項は、次のとおりとする。

- 1 業務を行う箇所の順序については、監督員の指示に従うこと。
- 2 現場作業についての地元周知については、監督員から要請があった場合、請負者は、周知ビラの配布等について協力すること。
- 3 測量作業における通行規制の方法や時間等について、地域の交通状況及び周辺の商業施設に支障をきたさないように事前に関係者と調整を十分に図ること。  
また、測量作業を行う前に道路交通法の規定に基づく道路使用許可を得るとともに、その写しを監督員に提出すること。
- 4 地域住民等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督員に連絡し、その指示に従うこと。
- 5 監督員との連絡は密にとり、疑義が生じた場合は監督員と十分な打合せを行い、遺漏のないよう努めること。
- 6 その他については、監督員の指示に従うこと。

# 箇所図 1



1 / 10000

 本業務測量箇所

# 箇所図 2



新二条通

御池通

箇所②  
天神川通 × 御池通

箇所③  
葛野大路通 × 御池通

箇所④  
佐井通 × 御池通

三条通

天神川通

葛野大路通

西小路通

佐井通

西大路通

四条通

■ 本業務測量箇所